

掛川市条例第14号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| (指定の有効期間)<br>第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から <u>3</u> 年とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。 | (指定の有効期間)<br>第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から <u>5</u> 年とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。 |

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市排水設備指定工事店条例の規定は、この条例の施行の日以後における申請に係る指定工事店の指定から適用し、同日前における申請に係る指定工事店の指定については、なお従前の例による。